

和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事業補助金Q&A

R7年4月

No.	Q	A
交付対象者		
1	個人事業主でも申請できますか。	和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事業補助金交付要綱第3の要件を満たしていれば、個人事業主でも申請できます。
2	同じ申請主体が、サービスを提供する学校や学年が異なるといった理由で何度も申請できますか。	入場単位が異なれば何度でも申請できますが、入場日が近い等まとめられる範囲であればまとめて申請してください。
3	県知事が認めた場合とはどのようなことが考えられますか。	対象教育機関が和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事業補助金交付要綱第3(2)に該当する取扱旅行会社に、当該旅行に係るサービスを依頼せず実施する場合等。
交付対象経費及び交付額		
4	企画料金及び旅行業取扱料金はどの経費にかかるものでも対象となりますか。	取扱旅行会社によって企画料金及び旅行業取扱料金が発生する経費が異なりますので、対象範囲は定めませんが貸切バス代(税込み)の10%を同じく税込みで補助の上限とします。
5	教員の旅費やカメラマン等の委託費用は対象になりますか。	対象になりません。ただし、学校長が引率教員として事前に博覧会協会に届けた者に限り入場料が無料となります。それ以外は補助対象外経費として学校へ請求してください。
6	宿泊での万博参加等、行程の中に万博以外の地点が含まれている場合はどうなりますか。	出庫→学校(バス乗車地点)→万博→学校(バス降車地点)→帰庫に係る貸切バス代以外は対象外です。貸切バス代について見積り上、切り分けができない場合は、県の算出において補助対象額を決定します。
7	消費税は補助の対象になりますか。	対象となります。ただし、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けることが見込まれる場合には、相談窓口事前に相談してください。
8	学校に見積りを発行する際に暫定の補助対象額を知りたいです。	交付額相談シート、見積書及び行程表(自由様式)とともに県へメールでご相談ください。 banpakujiyoho@pref.wakayama.lg.jp
9	貸切バス代の補助の上限はありますか。	本事業は予算の範囲内で補助するものであるため、金額によっては補助の対象にならない場合があります。事前に県へご相談ください。(問8参照) なお、旅行会社等の貸切バス手配にかかる手数料は、貸切バス代に内包せず、企画料に計上してください。
10	交付額相談シートはいつまでに提出すれば良いですか。	確認に1週間程度お時間をいただきますので、対象教育機関と契約する前に提出してください。
交付申請及び実績報告		
11	申請書類の提出方法は。	事務局までメールにて提出してください。 banpaku@wakayama-supporters.com
12	申請書類は押印が必要ですか。	交付申請書は押印不要ですが、宣誓書、様式第3号、様式第6号及び様式第8号は押印が必要です。ただし、法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。
13	申請書兼実績報告書に記載する交付申請額はどのように計算すれば良いですか。	相談シートに対する回答としてお送りした算出額内訳の計算方法(補助金額シート)を参考に記載してください。
14	別記第2号様式について、一度申請した場合は省略可能ですか。	可能ですので、申請時にその旨申し添えてください。
15	運送引受書で社外秘の箇所があります。	申請時に必要ない項目については黒塗り等をしていただいても結構です。ただし、申請時に必要な項目(別記第3号様式参照)については明示する必要があります。

No.	Q	A
16	別記第4号様式に添付する書類はどのようなものがありますか。	ETC利用明細書又はETC利用照会サービスの写し等 https://www2.etcmeisai.jp/etc/R?funccode=1020000000&nextfunc=1020000000
17	申請書類はどこにありますか。	和歌山県万博推進課及び事務局のHPIに掲載しております。
18	いつまでに書類提出が必要ですか。	交付対象事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日までに提出してください。
補助金の交付の請求		
19	補助金の振り込みはいつですか。	不備のない請求書(別記第7号様式)を県が受理してから概ね2週間程度が目安です。
20	概算払いは可能ですか。	行いません。
21	請求書の提出方法は。	県万博推進課までメールにて提出してください。 e0003001@pref.wakayama.lg.jp